

盛岡大学・盛岡大学短期大学部教育職員の長期休業日における研修に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、盛岡大学学則第7条第1項及び盛岡大学短期大学部学則第7条第1項に定める長期休業日に、教育職員が自己研鑽を積み、盛岡大学・盛岡大学短期大学部の教育研究の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程の対象者は、研修を希望する盛岡大学・盛岡大学短期大学部の教育職員(以下「職員」という。)とする。

(研修期間)

第3条 研修期間は、次の長期休業日とする。

(1) 大学 学則第7条第1項第4号、第5号及び第6号

(2) 短期大学部 学則第7条第1項第4号、第5号及び第6号

(研修場所)

第4条 研修場所は、図書館、大学附属研究所及び各種研修機関等並びに研究資料を保管している自宅とする。

2 自宅とは、採用時に提出した履歴書に記載された住所の住宅とする。但し、長期休業日における研修場所(帰省先)変更願を提出し、学長の許可を得て帰省先で研修を行うことができる。

(研修の制限)

第5条 授業、入学試験、行事等及び大学運営に関する諸会議並びにこれらに関連する業務がある日は、研修を認めない。

(私的用務)

第6条 私的な用務で研修場所を離れるときは、年次有給休暇を取得するものとする。

(手続き)

第7条 研修を希望する職員は、教育職員研修承認願(様式1)を事前に総務部に提出し、学長の許可を得るものとする。

(記録)

第8条 職員は、研修日を出退勤時刻記録票に記入する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の意見を徴し、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。